

芦屋市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付事業
支援業務委託提案依頼用仕様書

1 業務委託名

芦屋市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付事業支援業務委託

2 業務の目的

本業務は、芦屋市地域脱炭素移行・再エネ推進重点対策加速化事業補助金交付事業支援業務を委託し、市内の戸建住宅及びマンション等の集合住宅、事業所施設への再生可能エネルギー及び省エネ設備導入促進のための補助金交付事業を円滑に実施することを目的とする。

3 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

本件は令和8年度予算の市議会の議決がなされ、当該予算の執行が可能となることにより、効力を生じるものとする。

契約締結予定日は、令和8年4月の国からの補助金交付内示日以降。

4 業務内容

本業務は環境省の二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）の交付要綱及び実施要領に基づいて実施する補助事業の支援業務である。そのため、以下業務を実施する際は、必ず上記要綱及び要領を正確に理解し、補助金交付対象設備と対象外設備双方の知識を有したうえで、本業務を実施することとする。

なお、補助金交付メニューについては、以下のとおりとする。

①太陽光発電設備（自家消費型）、②蓄電池（家庭用、業務用）、③コージェネレーションシステム（エネファーム）

(1) 申請受付・書類審査事務局の開設

ア 受付・審査事務局の開設

事務局の開設は受託者が行うこととし、事務局が受け付ける問い合わせ・苦情の対応は受託者で完結させる体制を整えること。なお、電話やFAX等の導入設備費用及び、通信費用に係る諸経費については受託者が負担するものとする。対応日時については、原則、市役所の開庁日時に準ずること（祝日を除く平日の9時から17時半）。

イ 書類審査業務

交付申請書・実績報告書等書類の受付後、内容について審査し、不備については申請者へ修正及び再提出を依頼すること。また、委託者の了解を得たレイアウトで作成した管理台帳を作成し、委託者へ共有すること。原則として書類を受理してか

ら確認が完了するまで、2週間以内に処理し、確認完了後、受付状況や進捗状況について市に遅滞なく報告すること。

ウ 実績報告書の作成

本業務完了後、報告書を作成し、委託者に提出すること。

(2) 広報活動、説明会等による事業の普及促進

ア 広報活動

チラシの作成、販売事業者へのDM送付・電話等による情報提供を実施すること。そのほかSNSの活用、イベント等での広報など効果的な広報活動についても検討すること。

イ 説明会・営業補助等の実施

補助対象者（市民・事業者）・販売事業者及び金融機関等への説明会の実施及び販売事業者の営業補助等、補助の内容について理解してもらう機会を作ること。なお、上記活動等に係る経費については受託者が負担するものとする。

5 機密保護・個人情報保護

- (1) 本業務の遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。本項については、契約期間の終了または解除後も同様とする。また、成果物（受託業務の過程で得られた記録等を含む）を本市の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために本市が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データ等は委託終了までに本市に返却すること。
- (3) 本業務の実施における個人情報等の取扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分に認識し個人の権利・利益を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- (4) 本業務の従業者に対して個人情報保護の教育訓練を実施すること。
- (5) 本契約は、個人情報を取り扱う業務であるため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、関係法令等のほか、別紙「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。なお、特定個人情報を取り扱う場合は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、関係法令等のほか、別紙「特定個人情報等の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。

6 再委託

再委託は原則禁止とする。再委託する必要がある場合は、事前に再委託範囲及び内容並びに再委託先に関する情報を本市に提示し承認を得ること。また、再委託範囲は、受託者が責任を果たせる範囲とし、再委託において問題が生じた場合は受託者の責任において解決すること。

7 個人情報の取扱いの委託に関する検査

- (1) 委託者は、本委託業務に係る個人情報が適正に取り扱われているかどうか検証及び確

認するため、作業の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況その他本委託契約の規定に基づく必要な措置の状況について、実地検査又は書面検査により確認する。検査実施方法については別途委託者から通知するものとする。

- (2) 個人情報の取扱いに係る業務を再委託する場合には、受託者を通じて又は委託者自らが再委託先に対して、上記(1)の検査を行うものとする。なお、委託者が受託者を通じて検査を行うこととしたときは、受託者は検査結果について委託者に報告するものとする。個人情報の取扱いに係る業務について、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

8 支払方法

業務完了後、適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

9 法令遵守

受託者は、次に掲げる法令等を遵守することについて誓約書を提出し、誠実に、業務の履行にあたるものとする。

- (1) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、最低賃金法（昭和34年法律第137号）及び労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等労働関係諸法令
- (2) 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
- (3) 地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン
- (4) 芦屋市契約規則（昭和62年芦屋市規則第6号）
- (5) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）
- (6) 芦屋市暴力団排除条例（平成24年芦屋市条例第30号）及び芦屋市契約等に係る事務からの暴力団等の排除に関する要綱
- (7) 芦屋市における障がい者を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領
- (8) その他契約の履行に必要とされる関係諸法令

10 その他

本提案依頼用仕様書に記載のない事項については、委託者・受託者が双方協議の上、決定する。

以 上